

# 資料編

## 諮 問 書

企 第 40 号  
平成 24 年 8 月 20 日

霧島市総合計画審議会  
会 長 石田尾 博夫 殿

霧島市長 前田 終止

第一次霧島市総合計画後期基本計画（案）について（諮問）

第一次霧島市総合計画後期基本計画（案）を別冊のとおり策定いたしたいので貴審議会の意見を求めます。

# 答 申 書

平成 24 年 11 月 14 日

霧島市長 前田 終止 殿

霧島市総合計画審議会  
会 長 石田尾 博夫

## 第一次霧島市総合計画後期基本計画（案）について（答申）

平成 24 年 8 月 20 日付け企第 40 号で諮問のあった、第一次霧島市総合計画後期基本計画（案）について、慎重に審議を重ねてきた結果、概ね妥当であると認めましたので、ここに答申します。

なお、審議過程において出された意見・提言については、第一次霧島市総合計画後期基本計画の決定や進行管理において十分に尊重されるとともに、前期基本計画に引き続き、「人と自然が輝き、人が拓く、多機能都市」の実現に向けて、最大限の努力をされるよう要望します。

## 霧島市総合計画審議会条例

(設置)

第1条 本市の総合計画について、市長の諮問に応じ、審議するため、霧島市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者について市長が任命する。

- (1) 教育委員会の代表
- (2) 農業委員会の代表
- (3) 公共的団体等の代表
- (4) 学識経験者
- (5) その他市長が必要と認める者

3 委員のうち、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の2未満であってはならない。

(任期)

第3条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了するまでの期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは副会長が、会長及び副会長が共に事故があるとき又は共に欠けたときは、あらかじめ会長の指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長がこれを招集する。

2 会議開催の場所及び日時は会議に付議すべき事件とともに、会長があらかじめこれを委員に通知しなければならない。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成17年11月7日から施行する。

附 則（平成18年3月31日条例第13号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成23年10月11日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 霧島市総合計画審議会委員名簿

区 分	選 出 団 体	氏 名	適 用
教育委員会の代表	教育委員会	新田 弘子	
農業委員会の代表	農業委員会	中村 和志	
公共的団体等の代表	経済団体	西 勇一	
	福祉団体	松枝 洋一郎	審議会副会長
	自治組織	柳 貞光	
	農林水産団体	中條 秀二	
	青年団体	石野田 洋昭	
	医師会	濱田 慎二	
学識経験者	大学・研究機関	石田尾 博夫	審議会会長
	地域審議会	下甌町 善治	
	NPO法人・ボランティア団体	千葉 しのぶ	
その他市長が必要と認める者	公 募	酒井 一俊	
	公 募	鳥居 里美	
	公 募	松橋 正彦	

## 霧島市総合計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 霧島市総合計画(以下「総合計画」という。)を策定するため、霧島市総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査、研究、調整又は協議するものとする。

- (1) 総合計画策定についての方針に関すること。
- (2) 基本構想及び基本計画の立案作業に関すること。
- (3) その他総合計画に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副市長
- (2) 教育長
- (3) 総務部長
- (4) 企画部長
- (5) 生活環境部長
- (6) 保健福祉部長
- (7) 農林水産部長
- (8) 商工観光部長
- (9) 建設部長
- (10) 工事監査部長
- (11) 消防局長
- (12) 会計管理部長
- (13) 水道部長
- (14) 教育部長
- (15) 議会事務局長

2 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

3 委員長は、企画部を担当する副市長をもって充て、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、他の副市長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議長は、委員長とする。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、意見等の聴取をすることができる。

(施策別分科会)

第5条 委員会に施策別分科会を置く。

2 施策別分科会は、総合計画の基本計画に関する施策ごとに構成する。

3 施策別分科会の長は、施策主管課長をもって充てる。

4 施策別分科会は、基本計画策定に必要な調査・検討、資料収集、分析等を行う。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画部企画政策課において行う。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年8月8日から施行する。

## 第一次霧島市総合計画後期基本計画策定経過

年 月 日	事 項
平成 23 年 7 月 5 日	<b>平成 23 年度 第 2 回 行政経営会議</b> ○第一次霧島市総合計画後期基本計画の策定方針について
7 月 27 日	<b>第一次霧島市総合計画後期基本計画策定に係る説明会</b> ○第一次霧島市総合計画後期基本計画策定方針等に関すること
8 月 8 日	<b>平成 23 年度 第 3 回 行政経営会議</b> ○第一次霧島市総合計画後期基本計画について (第 2 回 行政経営会議の課題に係る報告)
8 月 29・30 日	<b>第一次霧島市総合計画後期基本計画策定に係る実務研修会</b> ○第一次霧島市総合計画後期基本計画における施策の組立に関すること ○施策の組立を踏まえ、各施策の目的と指標設定及び成果指標の把握方法に関すること
11 月 10 日	<b>第 1 回霧島市総合計画策定委員会</b> ○第一次霧島市総合計画後期基本計画策定に関すること ・後期基本計画における施策体系(案)について (新規創設、既存施策の分割・統合を含む)
12 月 21 日	<b>第 2 回霧島市総合計画策定委員会</b> ○第一次霧島市総合計画後期基本計画策定に関すること ・前回の策定委員会での確認事項について ・後期基本計画における各施策の各指標について ・上記における各指標の測定企画について (後期基本計画から新たに実施する市民意識調査の項目について)
平成 24 年 1 月 16 日～ 1 月 31 日	<b>市民意識調査実施(施策成果指標現状値把握等)</b> ・対 象：市民 20 歳以上男女無作為抽出 3,000 人 ・回収率：39.6%
2 月 14 日	<b>第 1 回霧島市総合計画審議会</b> ○委嘱状の交付 ○市長あいさつ ○霧島市総合計画審議会条例の説明 ○委員紹介 ○会長、副会長選出 ○協議事項 ・第一次霧島市総合計画後期基本計画の策定方針等について



年 月 日	事 項
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経過報告及び今後のスケジュールについて</li> <li>・その他</li> </ul>
3月21日	<b>第3回霧島市総合計画策定委員会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○第一次霧島市総合計画後期基本計画の重点施策の検討について</li> <li>○全庁横断課題（後期基本計画の重点戦略）の検討について</li> <li>○その他</li> </ul>
3月29日	<b>第一次霧島市総合計画後期基本計画策定に係る実務研修会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○施策の基本方針と成果指標ごとの目標値の設定について</li> </ul>
4月16日～ 5月2日	<b>市民意識調査実施（施策成果指標現状値把握等）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対 象：市民20歳以上男女無作為抽出3,000人</li> <li>・回収率：38.7%</li> </ul>
4月26日	<b>第4回霧島市総合計画策定委員会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○第一次霧島市総合計画後期基本計画の重点施策の検討について</li> <li>○全庁横断課題（後期基本計画の重点戦略）の検討について</li> <li>○その他</li> </ul>
5月11日	<b>第2回霧島市総合計画審議会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○前期基本計画及び基本事業について <ul style="list-style-type: none"> <li>・前期基本計画の施策の振り返り</li> <li>・前期基本計画の基本事業の振り返り</li> </ul> </li> <li>○後期基本計画の施策体系（案）について</li> <li>○その他</li> </ul>
5月22日	<b>第5回霧島市総合計画策定委員会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○第一次霧島市総合計画後期基本計画の重点施策の検討について</li> <li>○全庁横断課題（後期基本計画の重点戦略）の検討について</li> <li>○市民意識調査の結果について</li> <li>○人口推計の結果について</li> <li>○その他</li> </ul>
7月26日	<b>第6回霧島市総合計画策定委員会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○第一次霧島市総合計画後期基本計画策定に関すること <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策における「対象」と「意図」の表現の整理について</li> <li>・後期基本計画の施策の内容について</li> <li>・その他</li> </ul> </li> </ul>

年 月 日	事 項
7月31日 8月1日	<b>第一次霧島市総合計画後期基本計画策定に係る実務研修会</b> ○第一次霧島市総合計画後期基本計画に係る基本事業設定の検討について
8月20日	<b>第3回霧島市総合計画審議会</b> ○第一次霧島市総合計画後期基本計画（案）の諮問 ○協議事項 ・第一次霧島市総合計画後期基本計画（案）について ○その他
9月26日	<b>第4回霧島市総合計画審議会</b> ○協議事項 ・第一次霧島市総合計画後期基本計画（案）について ○その他
10月2・3・5日	<b>第7～9回霧島市総合計画策定委員会</b> ○第一次霧島市総合計画後期基本計画策定に関すること ・第一次霧島市総合計画後期基本計画（案）について ・その他
10月16日 11月5・6・7・8日	<b>地域審議会</b> ○第一次霧島市総合計画後期基本計画の進捗状況等について
10月23日	<b>霧島市自治公民館連絡協議会会長会</b> ○第一次霧島市総合計画後期基本計画の進捗状況等について
10月30日	<b>第10回霧島市総合計画策定委員会</b> ○第一次霧島市総合計画後期基本計画（案）について ・第7～9回霧島市総合計画策定委員会における指摘等の対応について ・「広域行政の推進」に関する取扱について ・その他
11月14日	<b>第5回霧島市総合計画審議会</b> ○協議事項 ・第一次霧島市総合計画後期基本計画（案）について ・その他 ○第一次霧島市総合計画後期基本計画（案）の答申書の提出 ○その他

年 月 日	事 項
11月19・20・21日	<b>第一次霧島市総合計画後期基本計画策定に係る実務研修会</b> ○第一次霧島市総合計画後期基本計画の基本事業における目標値設定の検討について
12月11日～ 平成25年1月10日	<b>第一次霧島市総合計画後期基本計画パブリックコメント実施</b> ○計画案の設置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国分シビックセンター（情報公開室、企画政策課）</li> <li>・隼人庁舎（隼人地域振興課）</li> <li>・各総合支所（地域振興課）</li> <li>・福山市民サービスセンター</li> <li>・市民サービスセンター「コア・よか」</li> <li>・市ホームページへの掲載</li> </ul> ○意見の提出方法 <ul style="list-style-type: none"> <li>・郵送</li> <li>・ファックス</li> <li>・市ホームページ上での入力</li> <li>・ご意見投書箱への投函</li> </ul> ○市民への周知方法 <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報きりしまへの掲載</li> <li>・市ホームページへの掲載</li> </ul>
3月6・7・13日	<b>霧島市議会に対する説明</b> ○第一次霧島市総合計画後期基本計画の主な施策について、総務・環境福祉・産業教育・建設水道常任委員会において説明
3月末	<b>第一次霧島市総合計画後期基本計画策定</b>



# 第一次霧島市総合計画 基本構想（抜粋）

## 第1章 霧島市の姿

第1節 市の概要（省略）

第2節 まちづくりの課題

## 第2章 まちづくりの目標

第1節 まちづくりの基本理念

第2節 まちの将来像

第3節 将来像を実現する7つの柱（政策）

第4節 将来人口の見通しと目標

第5節 土地利用の基本方向

## 第2節 まちづくりの課題

## 1. 人口減少の進行と少子高齢化への対応

本市は、1市6町の合併により人口約127,000人の県下第2の人口を有する地域中核都市として誕生しました。現在のところ、転入者及び出生者の総数が転出者及び死亡者の総数を上回っており、人口はわずかながら増加している状況です。しかし、本市においても、今後はさらに少子高齢化が進行すると予測され、転入人口を確保し続けなければ、現在の人口規模を維持することは困難であると思われます。このことは、一部の大都市を除く多くの市町村に共通する課題であり、今後、定住人口確保のための市町村間競争はますます激化することが予想されます。

そのような中において、本市が安定的・持続的に発展するためには、人口増対策として若年層及び全国に約680万人とも言われる団塊世代等のI・J・Uターンによる移住・定住促進策を充実させる必要があります。特に若年層の移住・定住のためには、「安心して働き、子育てのできるまち」として他の市町村に対する優位性を打ち出し、まちの魅力を高めることが必要となります。

一方、高齢者数は今後も増加し続け、市の総人口に占める割合はますます高くなるものと予想されますが、市民の多くは、健康でいつまでも住み慣れた地域で暮らし続けることを望んでいます。また、高齢者の多くがこれまで培った経験と多彩な能力を発揮できる場を求めていることから、高齢者が安心して、生きがいを持ち、尊重されながら暮らすことができる地域社会の構築が必要となります。

## 2. 地方分権の推進

地方分権が進み、様々な権限が国や県から移譲されることに伴い、新しい分野やより専門性の求められる事務の増加が予想されます。このため、職員の資質向上を図るとともに、地方分権に対応できる体制づくり（組織機構の整備・財政基盤の健全化）を進め、県央の地域中核都市としての機能強化を図る必要があります。

また、まちづくりの進め方も、これまでの行政主導による手法ではなく、市民と行政が一体となったまちづくりの仕組みを充実させることにより、生活者である市民の意向を市政運営に的確に反映させていくことが重要です。その一環として、行政評価の視点を強化し、「企画—実施—評価」という行政経営のサイクルを市民と行政が協働しながら進めていく必要があります。

### 3. 地域特性を活かした産業の発展

本市の主な**基盤産業**\*は、製造業、農業及び観光業となっています。特に製造業は基盤産業の生産額全体の大半を占めており、製造業の成長を持続させることが、市経済の安定的な発展を支えるための重要なポイントになります。

今後、インターネットの普及等により、**フラット化**\*が進行することに伴い、人材やビジネスチャンス等を求めて海外に工場を立地させる企業が増加し、国内における新規の企業誘致が困難になることも予想されます。そのような状況の中で、企業が新規進出の場として国内外の他地域ではなく本市を選択したくなるような支援制度や環境の整備、既に立地している企業の持続的な発展に資するような新たな施策の展開が必要となります。

また、派遣労働者・フリーターの増加などの就業形態の変化、就業人口の減少に加え、農業等における後継者不足など、産業を取り巻く環境は大きく変化しており、新規産業の育成や既存産業の再構築の促進等により安定した雇用・就業環境づくりに努め、市民が安心して暮らせるまちづくりを推進する必要があります。

### 4. 有効な土地利用と都市機能の充実

土地は、限られた貴重な資源であるとともに、市民が将来において生活を営み、生産活動を展開していくための重要な基盤です。

本市の面積は、603.68 平方キロメートルで県内第 2 の面積を有し、県総面積の約 6.6% を占めています。また、土地の形態は自然公園地域、森林地域、農業地域及び都市地域に分類され、霧島連山から裾野に広がる平野部にいたるまでの高低差に富んだ多彩な特徴を持った地域です。

しかしながら、市民意識調査（平成 18 年度）の結果によると、地域に合わせた土地利用や秩序ある開発が行われていないと感じている市民の割合が高く、市街地においては、景観を含めた都市機能の低下や交通渋滞の発生などの問題も生じています。今後は、適切な都市計画を策定し、大型店舗の無秩序な立地の防止や道路ネットワークの整備、市街地における交通渋滞の解消を図るための公共交通機関の充実など、快適な都市環境を実現することが必要となります。

さらに、人口増、雇用拡大につながる新たな企業等の誘致や移住・定住の促進などに向けた市有地の利活用など、本市の地理的条件、地域の特性を活かした都市機能の充実が必要となります。

---

#### ※基盤産業

サービスや物品の主な販売先が地域外に存在する産業のことであり、地域に収入をもたらすものをいいます。

#### ※フラット化

インターネットの普及等により、先進国とその他の国の労働者や企業が同一の市場において同一の立場で競争するようになった事態を指します。このため、生産地や人材等が世界中から選考されるようになり、企業及び個人の競争が世界的な規模のレベルで発生しています。

## 5. 高度情報化への対応

近年の急速な情報技術の進展により、多くの市民が様々な情報のやり取りを容易に行うことができる環境が整備されてきていますが、市民へのより充実したサービス・情報の提供のためには、地域における情報化のさらなる推進が必要となっています。

市民の誰もが必要な情報の入手や発信を容易に行うことが可能となるよう市全域における情報通信基盤の環境整備が課題となっており、携帯電話の通信不能地域やブロードバンド未整備地域の解消に向けた通信会社等への働きかけや連携などに取り組み、地域間の情報格差の是正を図ることが必要です。

また、こうした情報通信基盤整備等の推進とともに、広報誌以外の媒体による市民への一斉情報伝達などにおいて、情報通信技術を積極的に活かした取り組みが必要です。

なお、市民が安心して情報のやり取りができるよう、個人情報の保護などにも配慮する必要があります。

## 6. 循環型社会の構築

近年、市民の環境保全に対する意識は高まりをみせているものの、家庭から排出される一般ごみの量は増加傾向にあります。このため、ごみの発生抑制、再使用、再生利用へのさらなる取り組みの強化が必要です。

また、地球温暖化やオゾン層の破壊など地球規模での環境問題が深刻になっており、限りある資源の有効活用や自然環境の保全が大きな課題となっています。本市においても、恵まれた豊かな自然の保護に努めるとともに、生活様式や事業活動の見直しにより、持続可能な循環型社会の実現に向けた取り組みを進める必要があります。

## 7. 中山間地域の活性化

本市は、市街地と中山間地域において人口動態の二極化が進んでおり、市街地においては人口が増加傾向にある一方、中山間地域においては人口が減少しています。

それに伴い、青年層・中年層も減少し、商業活動やコミュニティ活動などの水準の維持が困難となっている地域があります。この地域への青年層・中年層の定着を図るためには、中山間地域ならではの魅力を都市住民に知ってもらい交流を進めることや、主要産業である農業及び観光業の所得面での魅力を向上させることが重要です。このため、戦略的な経営を実施することのできる人材の育成などに重点的に取り組み、農業、観光業を振興する必要があります。

また、過疎化による土地の荒廃への対策を進めるとともに、安心して日常生活を送れるよう、地域内及び市街地との交通アクセスを容易にする必要があります。



## 第2章

# まちづくりの目標

## 第1節 まちづくりの基本理念

「第一次霧島市総合計画」は「新市まちづくり計画」を踏襲した計画とするため、まちづくりの基本理念は新市まちづくり計画と同様に「**世界にひらく、人と自然・歴史・文化がふれあう都市**」とします。

この基本理念は、鹿児島空港を拠点として世界を視野にいれたまちづくりを進めるとともに、人と自然・歴史・文化などさまざまなふれあいのある調和のとれた田園文化都市に、製造業、農業、観光業、商業などの産業をバランス良く配置し、「住む・働く・学ぶ」などの環境が整った多機能都市を形成することにより、快適で愛着の持てる安心・安全なまちの実現を目指して決定しました。

## 第2節 まちの将来像

市民が一体感を共有しながら、基本理念に掲げた「世界にひらく、人と自然・歴史・文化がふれあう都市」をどのような姿に創り上げていくか、その目標を定めたものが「将来像」です。本市の将来像は、基本理念と同様に新市まちづくり計画で定めた「**人と自然が輝き、人が拓く、多機能都市**」とします。

### 人と自然が輝く都市

市民と豊かな自然が輝きながら共生し、快適に住み、働き、学びながら様々な交流ができるまちづくりを進めます。

### 人が拓く都市

市民一人ひとり、市民団体相互が信頼関係を築き、それぞれの立場で行政との協働を進めることにより、市民が主役となった自立性の高いまちづくりを進めます。

### 多機能都市

南九州の交流拠点としての交通体系、豊かな自然・歴史・文化、さらに製造業、農業、観光業、商業などの産業をバランス良く配置することにより、「住む・働く・学ぶ」といった多種多様な機能が調和した快適で安心・安全な県央地域中核都市づくりを進めます。

## 第3節 将来像を実現する7つの柱（政策）

まちの将来像「人と自然が輝き、人が拓く、多機能都市」を実現するために、次のような7つの柱（政策）を設定します。

### 1. 快適で魅力あるまちづくり

本市は南九州の交通の要衝であり、恵まれた自然が存在するとともに、多種多様な産業が営まれている地域です。この地域性を活かし、ゆとりのある快適な生活を送ることができるように、生活基盤の充実及び地域情報化の推進を図ります。また、市民や観光客などの移動を簡便にするとともに、地域住民の交流を促すために、交通体系の充実を図ります。

さらに、誰もが安心して安全な生活が送れるように、防災対策や交通安全・防犯活動の推進などを図り、快適で魅力あるまちづくりに取り組みます。

### 2. 自然にやさしいまちづくり

本市は、我が国で最初に国立公園に指定された霧島屋久国立公園を有し、風光明媚な自然に恵まれており、その自然を背景として、風土に根ざした生活が培われています。この貴重な自然といつまでも共生できるよう、自然環境を保全するとともに、リサイクルなどを推進し、循環型社会の形成を図ります。

さらに、地域美化活動の推進などを通じて身近な生活環境の向上を図り、自然にやさしいまちづくりに取り組みます。

### 3. 活力ある産業のまちづくり

本市は、先端技術産業を中心とする製造業、茶や畜産物などに代表される農林水産業、旅館・ホテルなどの観光業、多種多様な商店による商業などが営まれています。

今後、地方の自立がさらに求められることから、地域経済を支えるこれらの産業の成長が重要になります。このため、製造業における企業誘致、農業、観光業における人材育成、商業における買い物しやすい環境づくりなどを推進し、活力ある産業のまちづくりに取り組みます。

### 4. 育み磨きあうまちづくり

本市は、多くの歴史的文化遺産と伝統に支えられた特色ある文化を有しています。これらの伝統文化の保存・継承に努めるとともに、地域性を活かした新しい文化を創造することにより、市民ばかりでなく訪れる人にとっても魅力あふれるまちを目指します。

また、地域に根ざした特色ある学校づくりなどにより学校教育を充実させるとともに、すべての世代が参加できる学習機会の拡大を図ります。併せてスポーツ、芸術文化の振興や青少年の健全育成を推進し、育み磨きあうまちづくりに取り組みます。

## 5. たすけあい支えあうまちづくり

本市は、高齢者の増加とも相まって、年々医療費は増大し続けており、保険制度の運営が厳しい状況にあります。

また、地区によって介護保険サービス提供事業者の数や種類が異なるなどの現状が見られます。

このため、市民が安心していきいきと暮らせるように、地域福祉及び地域医療の充実を図ります。また、心身ともに健康な生活が送れるように、生活習慣病の予防や早期発見、早期治療を促進するとともに、食育の推進などを通じて市民の健康づくりを推進します。

さらに、「霧島市に住みたい、霧島市で子育てをしたい。」と思ってもらえるよう、子育て環境の整備・充実を図ります。これらの取り組みを市民・行政・地域が一体となって推進することで医療、福祉、健康、子育てへの不安のない、たすけあい支えあうまちづくりに取り組みます。

## 6. 共生・協働のまちづくり

本市は、市民参加によるまちづくりを進めていますが、その内容が、市民に十分浸透しているとは言えません。

今後、市民が主役のまちづくりを実現するためには、市民の主体的な活動を促進し、市民参画社会の形成を図る必要があります。このため、市民と行政との協働による「市民参加によるまちづくり」をさらに推進します。

また、地域のリーダーの育成を図り、旧市町の枠を越えた市内の地域間の交流や、姉妹都市をはじめとする国内外の都市との交流に関する情報を積極的に発信するなどして、地域間・都市間交流を推進します。

さらに、市民が人権問題を正しく理解し、お互いの人権を尊重することができるように、人権問題の積極的な啓発及び広報活動を通して、市民の意識の向上を図るとともに、男女共同参画社会の形成を促進し、共生・協働のまちづくりに取り組みます。

## 7. 新たな行政経営によるまちづくり

本市は、厳しい財政状況を健全化するとともに、効果的で効率的な行政経営を行うために、平成18年度に『行政改革大綱』及び『経営健全化計画』を策定するなど、新たな取り組みを進めてきました。

今後はさらに、市民に開かれた行政の推進や質の高い行政サービスの提供を積極的に行い、健全で自立した財政運営を推進します。また、市民に信頼される行政経営を推進するために、総合計画の進行管理と予算編成、行政評価が連動した新しい行政経営システムを構築し、成果を重視した効果的・効率的な事業の推進を図ります。

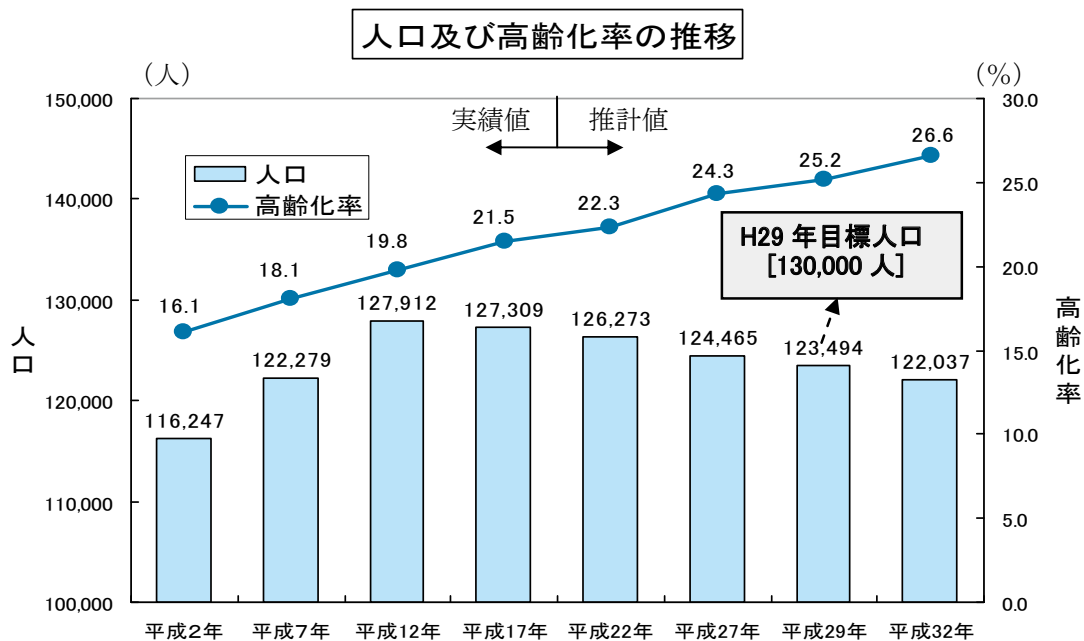
さらに、議会においても、ケーブルテレビによる議会中継や定期的な議会だよりの発行など、積極的な情報提供を図り、新たな行政経営によるまちづくりに取り組みます。

## 第4節 将来人口の見通しと目標

本市の人口はこれまでの推移を見ると、市街地においては、転入者及び出生者の総数が転出者及び死亡者の総数を上回っており、特に近年ではマンションの建築も相次ぐなど、人口が増加する傾向にあります。一方、中山間地域においては、転出者及び死亡者の総数が転入者及び出生者の総数を上回ることにより、人口が減少しています。現在のところ、市街地における人口増が中山間地域における人口減を上回っており、市全体としては微増の状態にあります。

しかし、国勢調査の結果に基づく推計によると、本市においても人口が減少する見込みであり、平成29年には124,000人を割り込むと予想されます。

このため、社会経済情勢の変化に適切に対応し、産業基盤の強化による雇用の確保を推進するとともに、生活環境の整備や子育て支援の充実などを図り、人口増を目指すこととし、計画最終年度の平成29年の目標人口を130,000人と設定します。



資料：国勢調査

## 第5節 土地利用の基本方向

### 1. 現状と課題

土地は、限られた資源であるとともに、市民の生活や生産などの諸活動にとって不可欠な基盤です。このため、土地の利用については、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全や文化的遺産の保護、防災などを考慮し、総合的かつ計画的に行わなければなりません。

本市は603.68平方キロメートルの広大な面積を有しており、また、土地の利用形態も多種多様であることから、今後策定する「都市計画マスタープラン」や既存の「農業振興地域整備計画」など諸計画を踏まえつつ秩序ある土地利用を進めていく必要があります。

### 2. 土地利用の基本方針

秩序ある土地利用を実現するには、市域全域の土地利用体系の構築が必要です。このため、国・県の法令等や計画との調整を図りつつ、霧島市の総合的な土地利用に関する指針として、「霧島市土地利用計画（仮称）」を策定することとします。

なお、霧島市土地利用計画（仮称）の策定に当たっては、新市まちづくり計画での議論を踏まえることとします。



**表紙の写真（飛行機を囲む7つの風景等）**

市街地（国分地区）から右周りに、茶畑（溝辺地区）、大隅横川駅（横川地区）、塩浸温泉龍馬公園（牧園地区）、霧島神宮（霧島地区）、隼人塚（隼人地区）、黒毛和牛（福山地区）  
中央下は、霧島温泉郷

**6ページの写真**

写真提供 永友 武治 氏

## 第一次霧島市総合計画 後期基本計画

---

平成 25 年 3 月

発行・編集：霧島市企画部企画政策課

〒899-4394

鹿児島県霧島市国分中央三丁目 45 番 1 号

TEL 0995-45-5111（代表）

FAX 0995-47-2522

H P <http://www.city-kirishima.jp>

E-mail [kikaku@city-kirishima.jp](mailto:kikaku@city-kirishima.jp)

---



鹿児島県霧島市